

日野町移住定住・関係人口のPR動画作成に関する仕様書

1 目的

プロポーザルを実施するにあたり、現段階で想定する業務内容等を示すものである。契約を締結する際は、受託者から提案された事項を基に双方協議のうえ、より具体的な仕様内容を決定する。

2 委託業務内容

(1) 企画・構成業務

- ア 日野町の広報目的に沿った動画企画の立案（町外向け）
- イ 年間を通じた動画テーマ案の作成（概ね月1本程度）
- ウ 各動画における構成案（シナリオ・絵コンテ簡易案等）の作成
- エ 町との事前協議・内容調整

(2) 動画撮影業務

- ア 町内における動画撮影（風景、人物、イベント、施設等）
- イ 必要に応じたインタビュー撮影
- ウ 撮影に伴う機材の手配
- エ 撮影内容は町と協議のうえ決定

(3) 動画編集業務

- ア 撮影映像の編集・構成
- イ テロップ・簡易字幕の挿入
- ウ BGM・効果音の挿入（著作権処理を含む）
- エ 色調補正・音量調整等の基本編集

(4) 動画仕様（想定）

- ア 動画尺：主に10分以内（SNSでの視聴も想定した概要版の縦長ショート動画も作成。）
- イ 本数：年間10～12本程度（月1回程度）
- ウ 形式：・YouTube掲載を基本とした横型動画
・必要に応じてショート動画用素材（切り出し）作成

(5) 納品・活用に関する業務

- ア 完成動画データの納品（指定形式）
- イ サムネイル画像の作成
- ウ 町による二次利用（HP・SNS・説明会等）を前提とした権利処理
- エ 簡易的な活用アドバイス（投稿時期・見せ方等）

3 著作権、肖像権、素材権利

受託者は、本業務の実施に当たり使用する映像、画像、音楽、出演者その他一切の素材について、必要な権利処理を行うものとする。納品された成果物については、町が広報、PR、ホームページ、SNS、説明会その他町の施策推進に必要な用途において二次利用できるものとする。詳細な権利の取扱いについては、契約締結時に別途定める。

4 再委託

受託者は、本業務の全部を再委託してはならない。ただし、業務の一部についてあらかじめ町の承諾を得た場合は、この限りではない。この場合においても、業務の履行責任は受託者が負うものとする。